

資料1

令和2年度教職員定期人事異動方針（案）について

長久手市教育委員会

令和2年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針及び実施要領に基づいて実施する。

1 方針

- (1) 適材を適所に配置し、人事の刷新を図るとともに、教育効果の向上を図る。
- (2) 学校間及び地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。
- (3) 管理職には、厳正かつ公平な審査に基づき、管理・指揮監督能力に優れ、包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。
- (4) 教員の需要と供給の関係から、遠隔地の勤務を余儀なくされている者については、計画的な調整に努める。
- (5) 可能な範囲で愛知地区内での人事交流を進める。

2 実施要領

(1) 管理職人事

① 転 任

学校の円滑かつ正常な運営を期するため、原則として同一校勤務2年未満の者の異動及び校長、教頭の同時異動は行わない。

② 昇 任

校長については、愛知県公立小中学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

教頭については、愛知県公立小中学教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

ただし、校長・教頭とも、特別の事情がある場合のほか、令和2年3月31日における年齢が、57歳以下である者とする。

③ 降 任

自ら降任を申し出た場合においては、本人の申出に基づき降任を認める。

(2) 教員人事

① 教員に、多様かつ豊富な教育経験を得させるために、市町間・学校種別間の交流について配慮する。

② 同一校の長期・短期勤務者の異動について

ア 同一校勤務10年以上の者は、特別の事情がない限り異動を行う。また、新任以来同一校勤務6年以上の者についても同様とする。

イ 同一校勤務3年未満の者は、特別な事情のない限り異動の対象としない。

③ 異動後の通勤時間は、原則として片道おおむね1時間30分程度までとするが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。

④ 同一校内における婚姻の場合には、転任について特別に考慮する。

⑤ 校長からの具申については、意見を付するものとする。

※ なお、令和2年度の県費負担市町村立学校事務職員並びに学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の方針に準ずる。

